

## 桐生市過疎地域持続的発展計画（案）の 意見提出手続（パブリックコメント）を実施します

「桐生市過疎地域持続的発展計画（案）」について、市民等の皆様からの御意見を募集します。

- 期 間 令和7年9月1日（月）～10月1日（水）
- 配布場所 ・ 桐生市役所3階企画課・2階市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格 ・ 市内に住所を有する個人  
・ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体  
・ 市内の事務所又は事業所に勤務する人  
・ 市内の学校に在学する人  
・ この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体
- 提出方法 住所、氏名、電話番号及び案に対する意見を記入し、次のいずれかの方法で提出
- (1) 直接提出・・・桐生市役所3階企画課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
- (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所共創企画部企画課宛て
- (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001
- (4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp
- ※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。
- 内 容 令和3年4月1日に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において過疎地域の指定要件の見直しが行われ、桐生地区と黒保根地区が過疎地域に指定されました。このため、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした「桐生市過疎地域持続的発展計画」を策定し、両地域の持続的発展に向けて、様々な施策を展開してきました。この計画については、今年度を持って終了となることから、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする新たな「桐生市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めてきました。
- このたび、計画の行政案がまとまりましたので、より広く市民等の皆様の意見を反映した計画とするため、「桐生市過疎地域持続的発展計画（案）」

に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたします。

※詳しくは、桐生市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】

共創企画部 企画課 企画戦略担当  
担当 曾我

電話 0277-32-3809